

**政務活動費の運用指針の改正について**  
(令和3年3月改正箇所：令和3年度から適用)

**政務活動費として支出できない経費について、次のとおり追加する。**

**1 政党活動に関する経費**

【第2章】

- ・ 3 (1) に下記「エ」「オ」「※」を追加 (P14)

エ 政党が発行する新聞、雑誌、書籍等の購入に要する経費、政党が主催する研修会の参加に要する経費  
オ その他直接又は間接的に政党の収入となる経費  
※「政党」とは、政治資金規正法に規定する政党をいい、政党本部のほか、地方支部等も含む。また、会派の議員が所属しているか否かを問わない。

- ・ 上記の改正に合わせて、3 (1) 本文中、「「政党」とは、会派の議員が所属しているか否かを問わない。また、政治本部のほか、地方支部等も含み、「政治団体」も政党活動とみなす。」を削除（政党の定義の見直し及び政治団体の文言の削除）

**2 広報広聴費**

【第2章】

- ・「6 (3) 留意点 2 (4)」に下記「カ」を追加 (P25)

カ 政務活動費を充当し印刷又はコピーした資料を政党機関紙に折り込むことはできない。

**3 資料購入費**

【第2章】

- ・「6 (7) 留意点【新聞以外の定期刊行物の購読】」に下記を追加 (P30)

- ・ 政党発行の書籍、雑誌等は、その内容に関わらず、支出することができない。(政党、政治団体の全てが対象。所属政党か否かは問わない。)

※その他 巻末に参考として、備品の改選時等における取扱いと各会派への通知等を追加